

# 石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、石川県における廃棄物の減量と再利用を推進し、県内において発生した廃棄物をできる限り県内で再生利用する地域完結型リサイクル社会の構築を目指すため、リサイクル製品の利用の推進を図るとともに、リサイクル産業の育成を目的とする。

## (定義)

第2条 リサイクル製品とは、再生資源を利用し、製造加工された製品をいう。

2 前項に規定する再生資源とは次に掲げるもののうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のある物をいう。

(1) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）

## (認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、再生資源の適正処理及び生活環境の保全に資するものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」（以下「認定製品」という。）として、認定することができる。

2 前項の認定製品として、知事の認定を受けようとする者は、様式1及び様式1-2により、別に定める募集期間内に申請するものとする。

3 知事は、前項による認定をしたときは、申請者に様式2に示す認定証を交付し、その旨を通知するとともに、公表するものとする。

## (認定審査)

第4条 石川県エコ・リサイクル製品の認定の可否等にあたり、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴取するため、石川県エコ・リサイクル製品認定審査委員会を設置する。

## (認定要件)

第5条 第3条第1項の認定の対象となる製品は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合しているものとする。

(1) 原則として県内で発生する再生資源を使用し、県内で製造加工されるリサイクル製品であること。

(2) 生活環境の保全に関する措置が講じられ、かつ、知事が認める環境マネジメントシステムを取得している事業場において製造加工される製品であること。

(3) 製品の特徴、運搬、製造（施工）、再生利用又は廃棄の各過程において、環境負荷の低減に十分配慮されている製品であること。

(4) 別表に定める石川県エコ・リサイクル製品認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していること。

(5) 申請時において県内で販売されている製品又は申請の日から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実な製品であること。ただし、次条第1項に規定する有効期間の更新を受けようとする製品は、申請時において現に認定されている有効期間（次条において「更新前の有効期間」という。）のうち、申請時までの期間中に販売した実績がある製品であること。

#### （認定の有効期間）

第6条 第3条第1項に規定する認定の有効期間は、その認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、更新前の有効期間の満了する日の属する年度において、第3条第2項の規定により申請しなければならない。

3 前項の規定による申請により有効期間の更新を受けた製品の更新前の有効期間は、第1項の規定にかかわらず、その更新を受けた製品の第3条第1項に規定する認定の日の前日をもって満了するものとする。

#### （変更の届出）

第7条 認定製品の申請事項に変更があったときは、30日以内に、知事にその旨を様式3により届出なければならない。

#### （認定の取消）

第8条 知事は、認定製品が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 前条の規定による届出をしなかったとき。

#### （県の責務）

第9条 県は、県が行う工事、事務用品等を発注する場合に、品質等において、その品目と同等の認定製品がある場合は、認定製品を優先的に使用するものとする。

2 県は、市町村が工事、事務用品等を発注する場合は、認定製品の使用に努めるよう要請するものとする。

#### （認定製品に係る表示）

第10条 認定を受けた者は、事務用品等の認定製品に、様式4に定める「石川県エコ・リサイクル認定製品マーク」を表示するよう努めるものとする。

#### （報告）

第11条 知事は、認定製品について、認定基準への適合状況など必要に応じて、認定を受けた者、又は再生資源を排出する者等から報告を求めることができるものとする。

#### （所掌）

第12条 この要綱に関する事務は、生活環境部資源循環推進課において所掌する。

#### （その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条第2号の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第3条第1項の認定を受けている者の認定の有効期間については、改正要綱第6条第1項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

区分	認定基準
安全性への配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づく特別管理一般廃棄物*及び特別管理産業廃棄物*を原材料としていないこと。</li> <li>2 土壌汚染の未然防止のため、土壌に溶出する可能性のあるものについては、次の基準等に適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境基本法(平成5年法律第91号)の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準</li> <li>(2) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定に基づく指定基準（土壌含有量基準）</li> <li>(3) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準</li> </ol> </li> <li>3 その他当該製品について適用される、関係法令等を遵守していること。</li> <li>4 その他知事が必要と認めるもの。</li> </ol>
規格等への適合	<p>次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 J I S規格</li> <li>2 エコマーク商品認定基準</li> <li>3 石川県土木工事共通仕様書等、公的な機関が定めた規格等</li> <li>4 （一社）インターロッキングブロック舗装技術協会等の各種団体が定めた基準等</li> <li>5 その他知事が適当と認めるもの</li> </ol>
再生資源の使用割合	<p>次のいずれかの使用割合を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石川県グリーン購入調達方針に定める判断基準</li> <li>2 エコマーク商品認定基準</li> <li>3 その他知事が認める割合</li> </ol>

## ※ 特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・ 廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・ 感染性産業廃棄物、廃PCB等、廃水銀等及び廃石綿
- ・ 有害な燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん及び廃油等

## ※ 特別管理一般廃棄物

- ・ PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 廃水銀
- ・ 有害なばいじん、燃え殻及び汚泥
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物

様式 1 (第3条関係)

石川県エコ・リサイクル製品認定申請書

年 月 日

石川県知事

殿

申請者

郵便番号 〒

住所

(所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり石川県エコ・リサイクル製品としての認定を受けたいので、石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	品目名	
2	製品名	
3	販売価格 (従来品との比較)	( )
4	年間生産(販売)予定量 (積算根拠)	( )
5	製造事業場	
	所在地	〒 ー 石川県
	名称	

6	商品のサイズ・重量	
7	商品の 原材料	再生資源の名称 (発生場所) 名称： 発生場所：( )
		その他参考事項
8	主 　　な 　　仕 　　様 (構 　　成 　　割 　　合)	
9	生産販売するにあたって 必要な法令	有 ( ) ・ 無
10	品 　　質 　　規 　　格	
11	環境マネジメントシステム	
12	生活環境保全上のポイント 効果等	
13	製造過程等における環境 負荷の低減への配慮の状況	別紙様式1-2に記入してください。
14	商品の品質・安全性への 配慮	
15	販 　　売 　　実 　　績	
16	そ の 他 参 考 事 項	
17	添 付 書 類 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該製品 (サンプル品)</li> <li>2 当該商品製造フロー図 (詳細に記載すること)</li> <li>3 認定基準に適合していることを証する書類 (JIS規格等への適合確認)</li> <li>4 原材料ごとの成分含有試験の結果書 (必要に応じ 添付)</li> <li>5 会社案内・パンフレット等</li> <li>6 その他 (申請製品に応じ適宜添付)</li> </ol>

(様式 1-2 第3条関係)

環境負荷の低減に関する自己評価書

再生資源を利用しない製品（以下「新材利用製品」という。）と比較をして以下の欄に記入してください。評価欄は該当するものに○をつけてください。

段階	項 目	評 価	
1 製品 の 特徴	新材利用製品に比べ当該再生資源を利用することで環境負荷低減へ貢献しますか。	A 貢献する (1)	
	(現状)  (効果)	B 変わらない(0) C 貢献しない(-1)	
2 運 搬 段 階	新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質*（二酸化炭素、メタンなど）などによる環境負荷が増大しないか。	A 削減する (1) B 変わらない(0) C 増大する (-1)	
	(理由など)		
3 製 造 ( 施 工 ) 段 階	新材利用製品の製造（施工）に比べ、エネルギー消費の増大、地球温暖化物質*（二酸化炭素、メタンなど）の増加など環境負荷が増大しないか。	A 削減する (1) B 変わらない(0) C 増大する (-1)	
	(理由など)		
4 リ サ イ ク ル 段 階	新材利用製品のリサイクルに比べ、再リサイクルへの取り組みは実施しているか。	A している (1) B 検討中または該当しない(0) C していない (-1)	
	(具体的な取り組み内容)		
5 廃 棄 段 階	廃棄時に新材利用製品に比べ処理困難物にならないか。	A 可能性なし (1) B どちらともいえない (0) C 可能性あり (-1)	
	(理由など)		
根拠資料等がある場合には添付してください。 *地球温暖化物質：二酸化炭素、メタンなど。大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。			計

評価基準

再生資源を使用しない製品と比べて、製品の製造、流通、再生利用又は廃棄の各過程において、環境負荷の低減に十分配慮されていること。

Aを1、Bを0、Cを-1として、1から5の評価の合計を計算し、マイナスでなければ環境負荷の低減に十分配慮されていると判断する。

認定番号 第 号

石川県エコ・リサイクル認定製品認定証

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱第3条第1項の規定により認定を受けた製品であることを証する。

石川県知事

印

認 定 の 年 月 日

年 月 日

認 定 の 有 効 期 限

年 月 日

製 造 事 業 場

の 名 称

製 造 事 業 場

の 所 在 地

表 示 認 定 品 目

又 は 種 目



様式 3 (第7条関係)

石川県エコ・リサイクル認定製品変更届出書

年 月 日

石川県知事

殿

申請者

郵便番号 〒

住所

(所在地)


氏名

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で認定を受けた石川県エコ・リサイクル認定製品に係る以下の事項について変更したので、石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱第7条の規定により、届出ます。

	新	旧
変更した事項の内容		
変更の理由		

 石川県エコ・リサイクル認定製品

